

第2期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
平成25(2013)年度

第6期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

平成27(2015)年2月

川崎市市民・こども局

はじめに

近年、女性の活躍促進や男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等を推進するために、国や地方公共団体では様々な施策に取り組むことがますます求められています。

川崎市では、平成 13(2001)年に、「男女平等かわさき条例」（以下、「条例」という。）を制定し、平成 16(2004)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。平成 21(2009)年には、平成 25(2013)年度までを計画期間とする「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下、「第 2 期行動計画」という。）を、平成 26(2014)年 3 月には「第 3 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定して、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書として、第 2 期行動計画の平成 25(2013)年度の実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画のさらなる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政はもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、一体となった取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

平成 27(2015)年 2 月

市民・こども局長 加藤 順一

目 次

I 第2期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき★かがやきプラン～ 年次報告書 平成25(2013)年度

- 1 第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図 1 ページ
- 2 第2期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について 3 ページ
- 3 平成25(2013)年度進捗状況調査
 - (1) 調査概要 15 ページ
 - (2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について . . . 16 ページ
 - (3) 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉 18 ページ
- 4 個別事業の進捗状況について
平成25(2013)年度「第2期川崎市男女平等推進行動計画」進捗状況
. 20 ページ

II 第3期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき★かがやきプラン～ 事業計画 平成26(2014)年度

- 1 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図 107 ページ
- 2 平成26(2014)年度事業計画調査 109 ページ
- 3 個別事業計画について
平成26(2014)年度「第3期川崎市男女平等推進行動計画」事業計画
. 110 ページ

III 第6期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

- 1 趣旨 159 ページ
- 2 平成26(2014)年度の対象テーマ 159 ページ
- 3 実施概要 159 ページ
- 4 結果の取扱い 160 ページ
- 5 ヒアリング結果による評価と提言 160 ページ
- 6 ヒアリング結果概要 167 ページ

7 川崎市男女平等推進審議会について	182 ページ
--------------------	---------

【参考資料】

平成 25(2013)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート 〔様式 1〕	184 ページ
平成 25(2013)年度男女共同参画推進員による評価シート 〔様式 2〕	185 ページ
平成 26(2014)年度男女平等推進行動計画事業計画調査表 〔様式 3〕	186 ページ
男女平等かわさき条例	187 ページ

I 第2期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
平成25(2013)年度

1 第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

55の施策

4つの柱

14の基本施策

I 「女性の人権」の確立

- 1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実
- 2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実
- 3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進
- (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進
- (3) 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実
- (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用
- (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進
- (6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援
- (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実
- (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援
- (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進
- (10) 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供
- (11) 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供
- (12) 周産期医療の体制の確保

II 仕事と暮らしへの支援

- 4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援
- 5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援
- 6 子育てを支える環境の充実
- 7 介護を支える環境の充実

- (13) 女性に対する就業支援の充実
- (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ
- (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進
- (16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実
- (17) 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進
- (18) 長時間労働抑制に向けた取組
- (19) 年次有給休暇取得率向上への取組
- (20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組
- (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充
- (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供
- (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実
- (25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組
- (27) 利用しやすい介護サービス等の充実

III 学習機会と情報の提供

- 8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備
- 9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実
- 10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

- (28) 学校などにおける男女平等教育の充実
- (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援
- (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援
- (31) 市役所における男女平等意識の醸成
- (32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進
- (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施
- (34) 市の広報資料における表現の点検
- (35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援
- (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

IV 推進体制の充実

- 11 市民・市民活動団体等との連携の促進
- 12 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 13 行動計画の点検・評価システムの充実
- 14 庁内推進体制の充実

- (37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実
- (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進
- (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援
- (40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり
- (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ
- (42) 審議会等への女性の参画促進
- (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組
- (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進
- (45) 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進
- (46) 新たな分野における男女共同参画の推進
- (47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表
- (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表
- (49) 市民による評価に対する支援
- (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表
- (51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入
- (52) 男女共同参画推進員の活動の充実
- (53) 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発
- (54) 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除
- (55) 国や県に対する提言や要望の実施

2 第2期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

柱-I 「女性の人権」の確立 (取組状況、課題及び今後の方向性)

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等は人権を侵害する行為であり、被害者の多くは女性です。

川崎市では平成22(2010)年3月に策定した「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づいてDV被害者支援に向けた施策の推進に取り組んでいます。しかしながらDVについては被害が複雑化・多様化しており、配偶者や交際相手等からの暴力についての相談件数は増加傾向にあります。こうした現状やDV防止法*の改正を踏まえ、今後、支援の充実に向け取組を行っていく必要があります。

DVをはじめとする性に基づく人権侵害を防止していくために、学校や家庭、職場などで人権が尊重されるための教育や啓発をさらに進めてまいります。

※DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

基本施策-1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

(1) 「川崎市DV被害者支援基本計画」の推進

DV被害者支援を具体的に推進するために策定された「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、情報共有・情報交換を行い、効果的な被害者支援のための緊密かつ円滑な連携に努めました。また、支援の充実や職員の一層の資質向上に向け、関係職員に対し様々な研修を行いました。

(2) DV相談件数及び一時保護件数

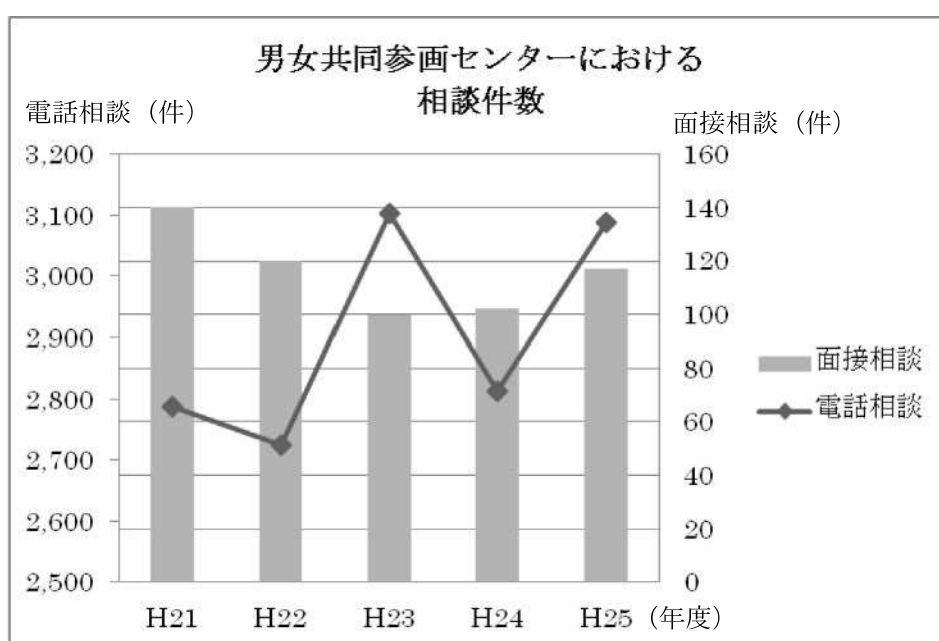
	区役所におけるDV相談件数	DV保護法に基づく一時保護件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数
H21(2009)年度	633件	72件	50件
H22(2010)年度	638件	46件	51件
H23(2011)年度	679件	40件	57件
H24(2012)年度	578件	58件	34件
H25(2013)年度	905件	53件	49件

【市民・こども局こども本部、人権オンブズパーソン平成25(2013)年度 報告書】

(3) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計	うちDV相談
H21 (2009) 年度	2,787 件	140 件	2,927 件	443 件
H22 (2010) 年度	2,725 件	120 件	2,845 件	470 件
H23 (2011) 年度	3,103 件	100 件	3,203 件	539 件
H24 (2012) 年度	2,813 件	102 件	2,915 件	380 件
H25 (2013) 年度	2,970 件	117 件	3,087 件	501 件

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成 22(2009)年度) - 平成 26(2014)年度】



(4) DVをなくすための啓発活動

女性に対する暴力をはじめとする個人間の暴力や虐待の撲滅・防止を目指す運動のシンボルであるパープルリボンを用いて、暴力防止のための啓発活動を展開しました。

DVの内容や相談窓口の連絡先を掲載したパープルリボンをかたどったしおりを作成し、市内の公共施設や商業施設等に配布するとともに、今年度から子育て広場やコミュニティレストランを運営する市民活動団体にも配布の協力を得ました。一般社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部の協力のもと、加盟会社すべてのタクシー車両内に設置しました。その他、市立病院や民間病院等の相談室でも配布を行い、合計で36,735枚の設置・配布を行いました。その結果、しおりを見た方からハロー・ウィメンズ110番へ相談が寄せられるなど、活動の効果が生まれました。

また、デートDVの予防啓発を目的としたワークショップを、市内の高等学校及び大学で計3回実施し、244名が参加しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成 26(2014)年度】

基本施策-2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実

(1) 市内女性緊急一時保護施設への財政支援の状況

川崎市女性等緊急一時保護施設補助金として、女性等緊急一時保護施設を運営する市内民間団体に1施設あたり500万円を交付しました。

【市民・こども局こども本部】

(2) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、市民から支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計3,250点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通して、DV被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状とDVへの理解促進のための資料を配布しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成26(2014)年度】

基本施策-3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

(1) 性と生殖に関する健康と権利に関する講座の実施状況

「女性の健康週間」(毎年3月1日～8日)に合わせ、女性の生涯にわたる健康づくりを推進するための健康セミナーを実施し、テーマ別に計6講座を開催しました。産後ケアや働く女性のヘルスケア、認知症などをテーマにした情報提供や米粉を使用したからだに優しいパンケーキの体験学習を通じ、女性のライフステージを考慮した健康づくりや健康リスクについて理解を促進しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成26(2014)年度】

柱-Ⅱ 仕事と暮らしへの支援（取組状況、課題及び今後の方向性）

川崎市では、市役所における男性の育児休業取得を促進するとともに、「仕事と生活の調和」を意味するワーク・ライフ・バランスの推進に向け市民・事業者を対象とした広報資料の配布等に取り組んできました。また、女性の就業支援として、就業継続及び再就職に向けたキャリア相談を実施しています。

しかしながらワーク・ライフ・バランスについては平成 24(2012)年度のかわさき市民アンケートにおいて、「内容まで知っている」と答えた人が 21.7%にとどまっています。また、同アンケートで、男性の育児休業取得についての考え方を見ると、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と答えた人が 63.9%となっており、「仕事」と「家庭生活」の両立を希望していても難しい現状がうかがえます。

仕事と生活の調和が図られ、男女ともに多様な生き方を選択し社会のあらゆる分野に参加する機会が確保されるよう、今後も男性が家庭や地域生活に参加できる環境づくりや女性の多様な就業ニーズに対応した就業支援の取組を進めていく必要があります。

基本施策-4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援

(1) 川崎市採用職員の女性比率

	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
女性	34.0%(214人)	32.4%(209人)	39.7%(208人)	40.4%(210人)	37.1%(155人)
男性	66.0%(415人)	67.6%(437人)	60.3%(316人)	59.6%(310人)	62.9%(263人)

【出典 川崎市職員の人事に関する統計報告 平成 22(2010)年～平成 26(2014)年】

(2) 女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

男女共同参画センターでは、女性の再就職を支援するための「再就職ステップアップ講座」、「再就職支援セミナー」を計 11 回開催し、延べ 128 名が参加しました。講座では、グループワークやワークショップ、講義、面接ロールプレイ等を行い、再就職をする上で必要な知識を学びました。また、キャリアカウンセラーによる再就職のための個別キャリア相談を行い、83 件の相談を受け付けました。

さらに、就労継続支援として、女性同士が悩みを分かち合い意見や情報交換をし、就業、結婚、出産などのライフイベントに合ったキャリアデザインを構築できる女性のための情報交換サロンを実施しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成 26(2014)年度】

基本施策-5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）ワーク・ライフ・バランス推進連絡会議を実施しました。

また、市役所内において、7月と8月と11月に「ワーク・ライフ・バランスデー」として、一斉定時退庁を実施しました。

市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実績

実施日	7月5日	8月7日	11月13日
定時退庁率	95.1%	97.2%	96.8%

(※ 市長事務部局) 【総務局人事課】

(2) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

平成 25(2013)年度 平均取得日数 12.6 日

【総務局人事課】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

(事業所数)

	20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80%以上	無回答
事業所 (778)	173	53	127	61	115	89	52	81	27

【出典 平成 25(2013)年度版 川崎市労働白書】

基本施策一6 子育てを支える環境の充実

(1) 市役所における男性の育児休業取得状況

(平成 25(2013)年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合 6%を目標とする。)

平成 25(2013) 年度実績 5.9% (152 人中 9 人)

【総務局人事課】

(2) 子育て支援施設の概況

川崎市の平成 25(2013)年 4 月 1 日現在の保育所数は 221 か所で、このうち公営は 57 か所、民営は 164 か所となっています。市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が運営費の一部を援護している川崎市認定保育園(地域保育園)、低年齢児(0~2 歳児)を対象とした小規模のおなかま保育室、保育の技能を有する者に保育を委託する家庭保育福祉員(保育ママ)制度、1~3 歳児を対象とした小規模のかわさき保育室などがあります。

(※ 平成 25(2013)年 4 月からは、市が一定の基準に基づき認定し、運営費等の助成を行う川崎認定保育園事業を開始しています。かわさき保育室及び川崎市認定保育園の一部施設を移行予定です。)

また、小学 1 年生から 6 年生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内のすべての公立小学校に設置しています。

	年度	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
保育所の概況	施設数	144	161	180	203	221
	在籍人員	14,188	15,199	16,453	17,902	19,227
	待機者	713	1,076	851	615	438
わくわくプラザの 利用状況	設置数	114	113	113	113	113
	在校児童数	69,996	70,059	70,080	70,084	70,402
	登録児童数	30,509	30,425	31,474	31,652	32,826
	登録率	43.6%	43.4%	44.9%	45.2%	46.6%

【保育所の概況：出典 平成 25(2013)年度川崎市統計データブック

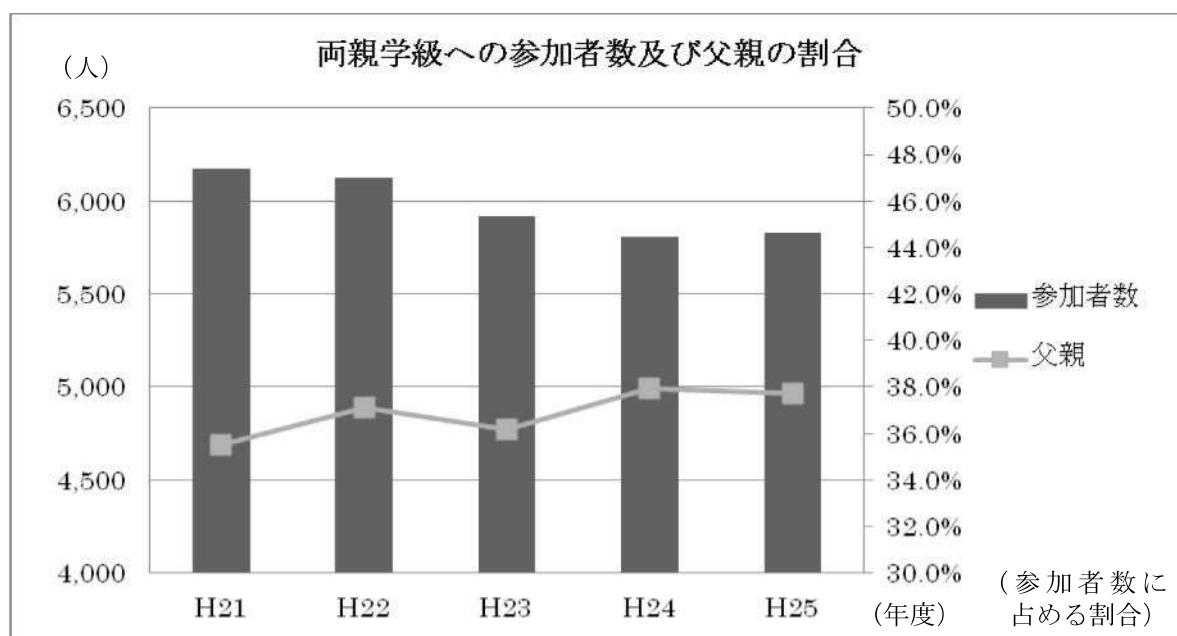
わくわくプラザの利用状況：市民・こども局こども本部青少年育成課】

(3) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
開設回数		129回	102回	102回	109回	100回
開設延日数		268日	273日	273日	276日	272日
参加者数	総数	6,174人	6,127人	5,921人	5,808人	5,826人
	うち父親	2,291人	2,215人	2,248人	2,191人	2,266人
受講者延べ数		13,024人	12,486人	11,827人	10,285人	10,569人

【市民・こども局こども本部こども家庭課】



基本施策-7 介護を支える環境の充実

(1) 市役所における介護休業取得者の男女別割合

	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
女性	75% (6人)	83.3% (5人)	62.5% (5人)	66.7% (4人)	100.0% (2人)
男性	25% (2人)	16.7% (1人)	37.5% (3人)	33.3% (2人)	0% (0人)

※ 介護休業取得率 = 男女別の取得者数 / 総取得者数 × 100 【総務局人事課】

柱-Ⅲ 学習機会と情報の提供（取組状況、課題及び今後の方向性）

男女共同参画センターを中心に、広く市民を対象とした様々な男女平等に関わる講座やセミナーを実施しました。男女平等推進の視点に立った講座等の学習機会の提供を継続して行い、あらゆる場において男女が共に個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会についての理解を深めていくことが重要です。

また、男女平等に関連した情報について、市ホームページへの掲載のほか、メールマガジン及び紙媒体による通信の発行など多様な広報媒体を通じ発信しました。

広報資料の作成においては、「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」に沿って、性別に基づく固定的なイメージにとらわれない表現への配慮を行っており、引き続き男女平等の視点に配慮した広報に努めていくことが必要です。

基本施策－8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

(1) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

		H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
講座・研修数		62	92	96	111	186
開催回数		162	141	294	228	318
参加者 延べ人数	女性	1,787(81.9%)	1,680(78.1%)	1,689(80.4%)	1,763(77.9%)	2,628(82.3%)
	男性	395(18.1%)	470(21.9%)	413(19.6%)	500(22.1%)	566(17.7%)

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成22(2010)年度-平成26(2014)年度】

(2) 男女共同参画センターの施設利用状況

	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
利用件数	4,594件	4,422件	4,270件	4,796件	5,084件
利用者数	143,495人	142,042人	86,452人	127,146人	114,167人

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要 平成22(2010)年度-平成26(2014)年度】

基本施策－9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

(1) 市の広報資料における表現の点検

広報資料の作成において男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう、「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」を配布し、各局（室）・区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。また、庁内の広報広聴主管会議において、各局（室）・区の広報広聴主管者に対し、手引きに基づいた広報の実施について周知しました。

さらに、広報物作成を業者に委託する場合も同様に、委託業者に手引きに沿った作成を説明、依頼するよう周知を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

(2) 男女共同参画センターによる出前講座及び出前研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、地域の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。

	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度
出前講座及び 研修件数	4件	7件	6件	5件	13件

【出典 川崎市男女共同参画センター事業概要平成 22(2010)年度-平成 26(2014)年度】

基本施策-10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

市や男女共同参画センターの取組について、新聞、テレビ、ラジオ（かわさきFM）、インターネット、男女共同参画センター発行の「すくらむ通信」（年3回、各5,000部作成）など、さまざまな広報媒体を通じて情報提供をしました。

市の施策については、川崎市ホームページ内の男女平等施策のページ上で、第2期行動計画や年次報告書等を公表するなどしました。また、男女共同参画センターのホームページでは、施設の紹介のほかに、講座・イベントの案内や相談・支援等についても情報提供を行いました。

- ・川崎市男女平等施策のホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- ・男女共同参画センターのホームページ
(<http://www.scrum21.or.jp/>)

柱-IV 推進体制の充実（取組状況、課題及び今後の方向性）

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野における女性の政策・方針決定過程への参画を進めることが重要です。第2期川崎市男女平等推進行動計画において、平成25(2013)年度までに、市の審議会等委員への女性の参加比率を35%とする、市の課長級に占める女性の割合を18%とする目標を設定し、政策・方針決定過程における女性の参画の促進に取り組んできました。計画期間中に取組の推進によって数値の向上が見られたものの目標達成には至らず、今後も、事前協議^{*}及び女性委員登用の必要性について管理職を含めたさまざまな職員への周知を図り審議会等委員への女性の参加を促進するとともに、管理職に占める女性の比率向上に向けた取組を一層進めていく必要があります。

※事前協議：審議会等委員の選任にあたり、審議会等を所管する各局(室)区の長と市民・こども局長の間で、委員を確定する前に協議を実施すること

基本施策-11 市民・市民活動団体等との連携の促進

(1) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加44団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・平成25(2013)年度の事業として、男女共同参画センター主催の「第9回すくらむ21まつり」と同時開催で、「男女平等かわさきフォーラム」を開催しました。講師にパンチ佐藤氏(川崎市市民文化大使)をお招きし、「パンチ流コミュニケーション論のすすめ～元気配達人が実践する親子、夫婦関係における言葉がけ～」と題して、お話を伺いました。

参加団体(44団体)【平成25(2013)年12月現在】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソプロチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソプロチミスト川崎一百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市PTA連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎市支部連合会 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市理容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

基本施策－12 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(1) 市役所における女性の管理職登用状況

① 市の役付職員に占める女性比率

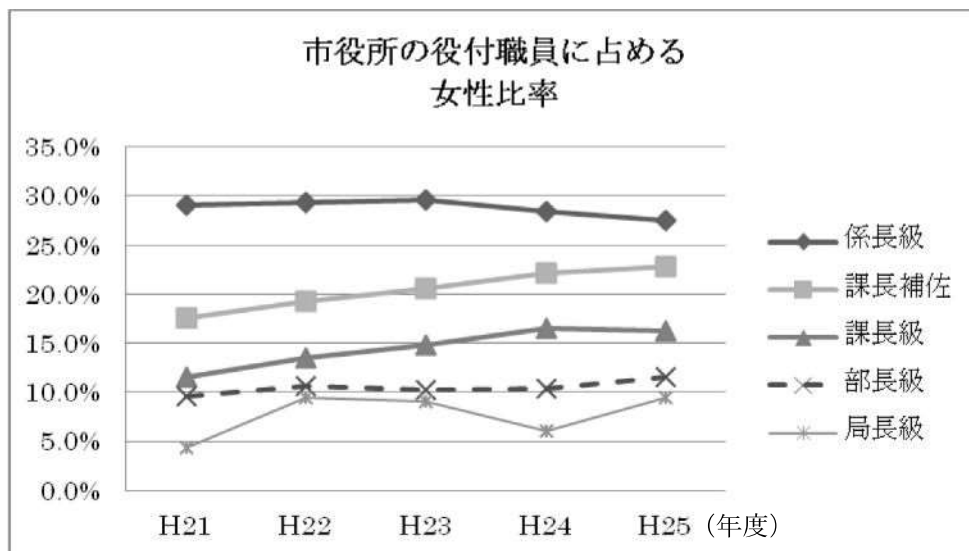
(平成 25(2013)年度までに、課長級 18%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
H21 (2009) 年度	33.0%	29.1%	17.5%	11.6%	9.6%	4.3%
H22 (2010) 年度	32.5%	29.4%	19.3%	13.5%	10.6%	9.5%
H23 (2011) 年度	32.9%	29.6%	20.6%	14.8%	10.2%	9.1%
H24 (2012) 年度	34.3%	28.4%	22.2%	16.5%	10.4%	6.1%
H25 (2013) 年度	34.1%	27.5%	22.8%	16.2%	11.6%	9.4%

【女性職員比率：出典 川崎市職員の人事に関する統計報告 平成 22(2010)年～26(2014)年
管理職登用状況：総務局人事課】

比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100



② 女性の管理職登用への取組

係長昇任選考試験の第 1 次選考を、市民サービスになるべく影響のない日曜日に実施していますが、日曜日は閉園している保育園が多くなっていることから、子育て中の職員が受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置しています。10 月 6 日（日）に選考試験を実施し、20 名の託児所の利用がありました。

【人事委員会事務局任用課】

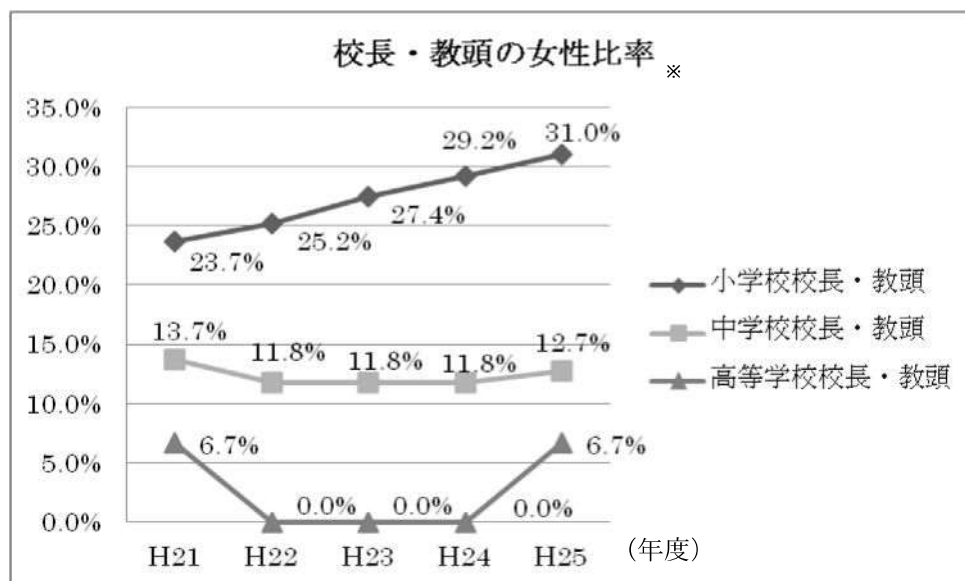
◎ 校長・教頭の女性比率

(平成 25(2013)年度までに、校長・教頭あわせて小学校で 25%、中学校で 18%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		H21(2009)年度	H22(2010)年度	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度
小学校	校長	21.1%(24/114)	23.9%(27/113)	28.3%(32/113)	27.4%(31/113)	28.3%(32/113)
	教頭	26.1%(30/114)	26.6%(30/113)	26.6%(30/113)	31.0%(35/113)	33.6%(38/113)
中学校	校長	13.7%(7/ 51)	7.8%(4/ 51)	9.8%(5/ 51)	9.8%(5/ 51)	9.8%(5/ 51)
	教頭	13.7%(7/ 51)	15.7%(8/ 51)	13.7%(7/ 51)	13.7%(7/ 51)	15.7%(8/ 51)
高等学校	校長	0.0%(0/ 5)	0.0%(0/ 5)	0.0%(0/ 5)	0.0%(0/ 5)	20.0%(1/ 5)
	教頭	10.0%(1/ 10)	0.0%(0/ 10)	0.0%(0/ 10)	0.0%(0/ 10)	0.0%(0/ 10)

() = 女性校長又は教頭の数/校長又は教頭の数 (定時制高校の教頭含む) 【教育委員会庶務課】



※ 校長・教頭の女性比率 = 上の表における女性校長及び教頭の数/校長及び教頭の数

- (2) 市役所における保育職・看護職に占める男性比率
(平成 25(2013)年度までに、保育職 3%、看護職 5%を目標とする。)

(各年 4 月 1 日現在)

	保育職	看護職
H21 (2009) 年度	2.0% (22 人)	4.8% (41 人)
H22 (2010) 年度	2.3% (24 人)	5.9% (51 人)
H23 (2011) 年度	2.6% (27 人)	5.7% (49 人)
H24 (2012) 年度	2.8% (27 人)	5.6% (50 人)
H25 (2013) 年度	2.9% (26 人)	5.9% (53 人)

※ 比率＝男性の保育・看護職／保育及び看護職の総数×100【総務局人事課】

基本施策－13 行動計画の点検・評価システムの充実

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画に関する進捗状況として、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を実施し、その結果を「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」として公表しています。平成 25(2013)年 6 月 1 日現在、審議会等の女性委員の割合は 30.7%となり、前年比 0.5 ポイント増加しました。また、解消を目指している女性委員のいない審議会等の数は 10 から 8 と 2 つ減少しました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

- (2) 行動計画の進行管理については、年度末に男女平等推進行動計画の事務事業進捗状況調査を各局(室)・区に対して実施し、その結果を年次報告書として取りまとめています。また、審議会は男女平等施策の推進状況を検証・評価するにあたり、調査結果を参考にして、より一層の取組が望まれる分野を選択し、関係部局への意見聴取(ヒアリング)を行っています。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

基本施策－14 庁内推進体制の充実

平成 17(2005)年度から条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として「川崎市男女共同参画推進員」(以下、「推進員」という。)を設置しています。推進員は、庁内の男女平等施策の推進体制である川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事を含み、男女いずれかの性に偏らないよう、各局(室)・区に男女 1 名ずつ、計 2 名で構成しています。各局(室)・区の所管する事業の推進、公的刊行物の発行や事業計画の作成時に男女平等の視点に配慮する役割を担っています。男女平等に関する情報を交換する推進員連絡会議を 5 月、9 月、2 月の計 3 回開催しました。

また、全庁的な会議や研修の場を通じて、職員に向けて、条例、施策等の周知啓発を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

3 平成 25(2013)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例(川崎市条例第 14 号)第 9 条(*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検し、広く市民や事業者に公表するとともに施策へ反映するための資料とすることを目的としています。

* 第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第 2 期行動計画」に掲げる 118 の事業を所管する全局(室)・区

2 調査期間

平成 26(2014)年 2 月 20 日～3 月 20 日

3 調査方法

(1) 平成 25(2013)年度調査シート [様式 1] (P. 184 参照)

対象 : 事業を実施した所管課

調査内容 : 行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を記載しています。

調査結果 : 概要 16 ページ～17 ページ
全文 20 ページ～

(2) 平成 25(2013)年度男女共同参画推進員による評価シート [様式 2] (P. 185 参照)

対象 : 各局(室)・区男女共同参画推進員

調査内容 : 「様式 1」をもとに各局(室)・区における行動計画への取組を推進員が点検し、その中で特に男女平等推進に配慮した、成果があったことなどを記載しました。

調査結果 : 18 ページ～19 ページ

(2) 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について

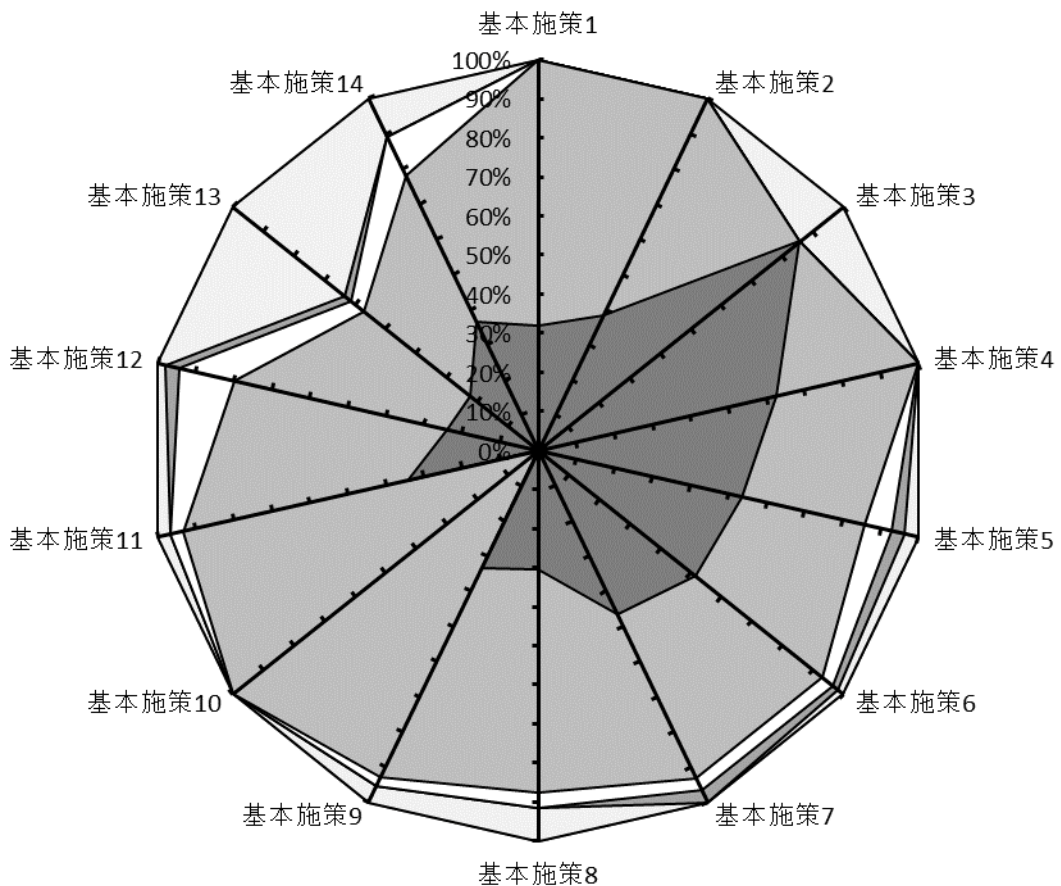
第2期行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を「様式1」として調査しました。各所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画及び次年度以降の課題について回答し、施策の達成度を以下の5段階で自己評価しました。

達成度は

■ A	達成された
■ B	ほぼ達成された
□ C	あまり達成されていない
■ D	達成されていない
■ E	実施していない

とし、その結果を基本施策ごとにまとめたものが次のグラフになります。

事務事業の達成度



基本施策別に達成度をみると、「A：達成された」、「B：ほぼ達成された」が合わせて約87%と高い数値となっており、計画通り事業を達成できていることがわかります。

一方で、基本施策5、12、14は、「C：あまり達成されていない」、「D：達成されていない」が合わせて10%、18%、11%となっています。また、基本施策13では、「E：実施していない」が37%との結果が出ています。

柱別にみると、柱Ⅱ（基本施策4～7）において、「A：達成された」事業が比較的多いことがわかります。しかし、柱Ⅳ（基本施策11～14）では、「C：あまり達成されていない」、「D：達成されていない」、「E：実施していない」が多くなっています。

所管課による各事業の進捗状況の自己評価(一覧)

		事業数	施策内容	達成度 (%)				
				A	B	C	D	E
柱 I	基本施策 1	14	性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実	32%	68%	0%	0%	0%
	基本施策 2	8	援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実	38%	62%	0%	0%	0%
	基本施策 3	5	性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実	86%	0%	0%	0%	14%
柱 II	基本施策 4	9	安定した就業機会の確保と就業継続の支援	63%	37%	0%	0%	0%
	基本施策 5	9	豊かな生活のための時間と空間の確保への支援	54%	32%	7%	3%	4%
	基本施策 6	12	子育てを支える環境の充実	52%	41%	4%	1%	2%
	基本施策 7	6	介護を支える環境の充実	47%	46%	4%	3%	0%
柱 III	基本施策 8	13	子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備	31%	57%	4%	0%	8%
	基本施策 9	7	地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実	33%	60%	2%	0%	5%
	基本施策 10	3	市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進	0%	100%	0%	0%	0%
柱 IV	基本施策 11	5	市民・市民活動団体等との連携の促進	34%	59%	4%	0%	3%
	基本施策 12	16	政策・方針決定過程への女性の参画促進	24%	56%	14%	4%	2%
	基本施策 13	6	行動計画の点検・評価システムの充実	22%	35%	4%	2%	37%
	基本施策 14	5	庁内推進体制の充実	36%	42%	11%	0%	11%

※ 達成度 (%) は「該当の達成度を選択した所管課の数 ÷ 平成 25(2013)年度に該当事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

この達成度は 118 の事業ごとに、各所管課が 5 か年計画の 5 年目としてどれだけ事業を実施したかを評価したものです。

【人権・男女共同参画室調べ】

(3) 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉

今回の調査において、推進員に行動計画にある局内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進のために「配慮した」、「効果があった」、「その他に行った取組と成果」を「様式2」(P.185)として報告を受けました。

以下はその調査の抜粋になります。

〈柱Ⅰ〉

〈男女平等推進への配慮〉

- ・川崎市自立支援センター南幸町及び生活づくり支援ホーム下野毛において、緊急一時宿泊として、女性ホームレスの受入れを行った。【健康福祉局】

〈男女それぞれへの効果があった事業〉

- ・川崎市自立支援センター南幸町及び生活づくり支援ホーム下野毛の緊急一時宿泊枠として女性ホームレスの受入れの継続と就労自立等を目指す女性については、川崎市自立支援センター南幸町の支援により、宿泊や食事の援護に加えて求職活動や居住場所を確保するための支援を充実させた。【健康福祉局】

〈その他取組と成果〉

- ・市営住宅条例及び配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱を改正し、施策対象を拡大した。【まちづくり局】

〈柱Ⅱ〉

〈男女平等推進への配慮〉

- ・介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜指導等を行って質の向上を図ったことにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。【健康福祉局】
- ・両親学級では、父親へのアプローチプログラムを入れて、男性がより参加しやすい事業の実施を行った。子育て支援事業では、父親が参加しやすい内容の講座を土曜日に新たに実施した。【川崎区役所】
- ・今後、男性介護者が増加することが予測されるため、男女共に参加しやすい講習会となるよう配慮した。【多摩区役所】
- ・夫婦が協力しながら築く社会づくりの視点に配慮し、男女がそれぞれの立場から参加しやすいプログラムづくりをした。【教育委員会】

〈男女それぞれへの効果があった事業〉

- ・両親学級やワーキングマザーの講座へのパートナーの参加者が増加し、グループワークに楽しく参加していた。また、男性同士のグループワークを実施。先輩パパの経験は、今後の生活のイメージづくりに役立った。【中原区役所】

〈柱Ⅲ〉

〈男女平等推進への配慮〉

- ・性別にかかわらず経済的に困難な状況に置かれている方が講座を受講しやすい環境づくりに努めた。【市民・こども局】
- ・事業の企画・実施にあたり、男女共に参加できるようにした。【環境局】
- ・刊行物の発行のみならず、様々な情報発信においても、常に男女平等推進の視点に立った表現に配慮した。【建設緑政局】
- ・男女のコミュニケーションの取り方やワーク・ライフ・バランス、育休後のスムーズな職場復帰についてなど、様々な角度から男女平等に関する学習を提供した。【教育委員会】

＜男女それぞれへの効果があった事業＞

- ・事業の実施にあたり、保育士による保育を行う体制にするなど、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮した。【宮前区役所】

＜柱Ⅳ＞

＜男女平等推進への配慮＞

- ・こんにちは赤ちゃん事業において、男性訪問員の参加につながるよう、呼びかけを行うとともに、現在活躍している訪問員に向けフォロー研修を実施し、男女問わず、地域の方による見守り支援の必要性の周知を行った。【こども本部】
- ・看護師の採用にあたり、女性だけでなく、男性も応募しやすいよう、募集案内のホームページに男性看護師の姿も掲載するようにした。【病院局】
- ・女性職員にとっても当直勤務をしやすい環境にするため、女性職員の要望を積極的に取り入れた。【消防局】
- ・係長昇任選考第1次選考日に託児所を設置し、男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。【人事委員会】

＜男女それぞれへの効果があった事業＞

- ・男性自主グループが実施する6回の料理教室について、食生活改善推進員による指導、区栄養士による料理のレシピ提供や助言を行った。【中原区役所】
- ・グループワーク内において、グループの男女比の配慮や男女問わず意見が出せるよう、ファシリテーターが進行した。【麻生区役所】